

お知らせ なんたん



第101号(3の3)平成22年3月26日発行

環境課からのお知らせ

<リサイクルの日(毎月8日)について>

南丹市では、毎月8日をリサイクルの日と定め、「資源の館」(園部町黒田地内：西部浄化センター)で、下記資源化物の回収事業を行っています。市民の方なら誰でも持ち込むことができますので、資源化物をリサイクルしましょう。

●実施日時 土・日・祝日に関わらず、毎月8日(リサイクルの日)
午前9時～正午、午後1時～3時30分

●資源化物 ※時間外の持ち込みはお断りします。ペットボトル、プラスチック、ビニール類の持ち込みはできません。

リサイクル品目	資源化物の出し方 など
新聞紙	・大きさをそろえ、ひもで十文字に固く結んでください。 ・新聞紙とチラシは必ず分けてください。 ・ナイロンの袋に入れたまま出さないでください。
雑誌(書籍・菓子箱・ティッシュの箱などの厚紙)	・大きさをそろえ、ひもで十文字に固く結んでください。 ・ナイロンの袋に入れたまま出さないでください。 ・ファイルなどの金具、プラスチックは必ず外してください。 ※アルバムや色見本台帳などは収集できません。
ダンボール	・折りたたんで大きさをそろえ、ひもで十文字に固く結んでください。 ※筒状のものや米袋は収集できません。
古布(古着)(衣類のみ)	・中身が見えるナイロンの袋などに入れて出してください。 ※下着、はぎれ、綿入りのもの、バック類、ベルト類、布団、革製品、着物、帯、カーペット類は収集できません。
紙パック	・飲料用の紙パックのみ収集します。 ・必ず洗って広げ、乾かしてから出してください。 ※内側にアルミが貼ってある紙パックは収集できません。

<犬や猫を捨てないで！マナーを守って飼いましょう！>

犬や猫などのペットは、終生愛情と責任をもって、他人に迷惑を掛けないように飼いましょう。

○望まない繁殖による不幸な子犬・子猫を出さないため、去勢手術を検討しましょう。

○犬は、飼い放しにしないで、必ずつないで飼いましょう。

○散歩中は、必ず「フン」の後始末をし、持ち帰りましょう。

●犬の登録など手続きをお忘れなく！！

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬を飼いだしたら登録が必要です。飼い犬がいる場合は、必ず登録をしてください。また、登録内容(犬の所在地や飼い主など)に変更が生じたり犬が死亡したときは、変更届(死亡届)をしてください。

※犬の登録は、生涯1回のみ必要で、手数料は1頭3,000円です。変更届は無料。

※狂犬病は、いったん発症すれば治療方法がない恐ろしい感染症です。狂犬病予防注射を年1回(4月から6月の間に)必ず受けさせましょう。

<不法投棄・野焼き(野外焼却)は法律で禁止されています！>

不法投棄(みだりに廃棄物を捨てる、排出する意思や実行もなく廃棄物を堆積する行為)は、法律で禁止されています。みんなで不法投棄の監視をしましょう。また、野焼き(屋外でごみなどを燃やす行為)も、次の場合を除き法律で禁止されています。

- ・農林業などを営む上でやむを得ないもの(焼畑、畦草・稲わらの焼却など)
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの(とんど焼きなど)
- ・災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの
- ・日常生活で通常行われる軽微なもの(暖をとるたき火、キャンプファイヤーなど)

※これら例外とされている場合でも、ビニール、プラスチックなどの焼却は、禁止されています。また、大量の煙や臭いによって、近隣の生活環境に支障となる行為は、改善命令や行政指導の対象となります。

◇問合せ先 環境課 TEL (0771) 68-0015

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041